

西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月6日

西知多医療厚生組合管理者 宮 島 壽 男

西知多医療厚生組合条例第2号

西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年
西知多医療厚生組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次の
ように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100
分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日
日から施行する。
- 2 第1条の規定（西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以
下「条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定
は令和6年4月1日から、第1条の規定（当該改正規定に限る。）による改正後の条
例の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、同条の規定による

改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。